

第 2 章



高齢者の福祉

1 介護保険について

(1) 目的（介護保険法第1条）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 介護保険の保険者

- 苦小牧市 <制度の運営主体> 苦小牧市福祉部介護福祉課
Tel : 0144 (32) 6340

(3) 介護保険の被保険者

- 第1号被保険者<被保険者> 65歳以上の方
<介護サービス> 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態や、家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態であると「認定」を受けた場合に介護サービスを利用できます。
<保険料> 各市町村の介護サービスの給付水準により条例で設定され、所得などに応じた保険料段階に分けられ、老齢（退職）・遺族・障害年金からの天引きや、納付書等で納めます。
- 第2号被保険者<被保険者> 40歳から64歳までの医療保険に加入している方
<介護サービス> 初老期認知症、脳血管疾患など老化に伴う病気などの「特定疾病」によって日常生活の介護や支援が必要になり、「認定」を受けた場合に介護サービスを利用できます。
<保険料> 加入している医療保険の計算方法をもとに決められ、加入している医療保険料と一緒に納めます。

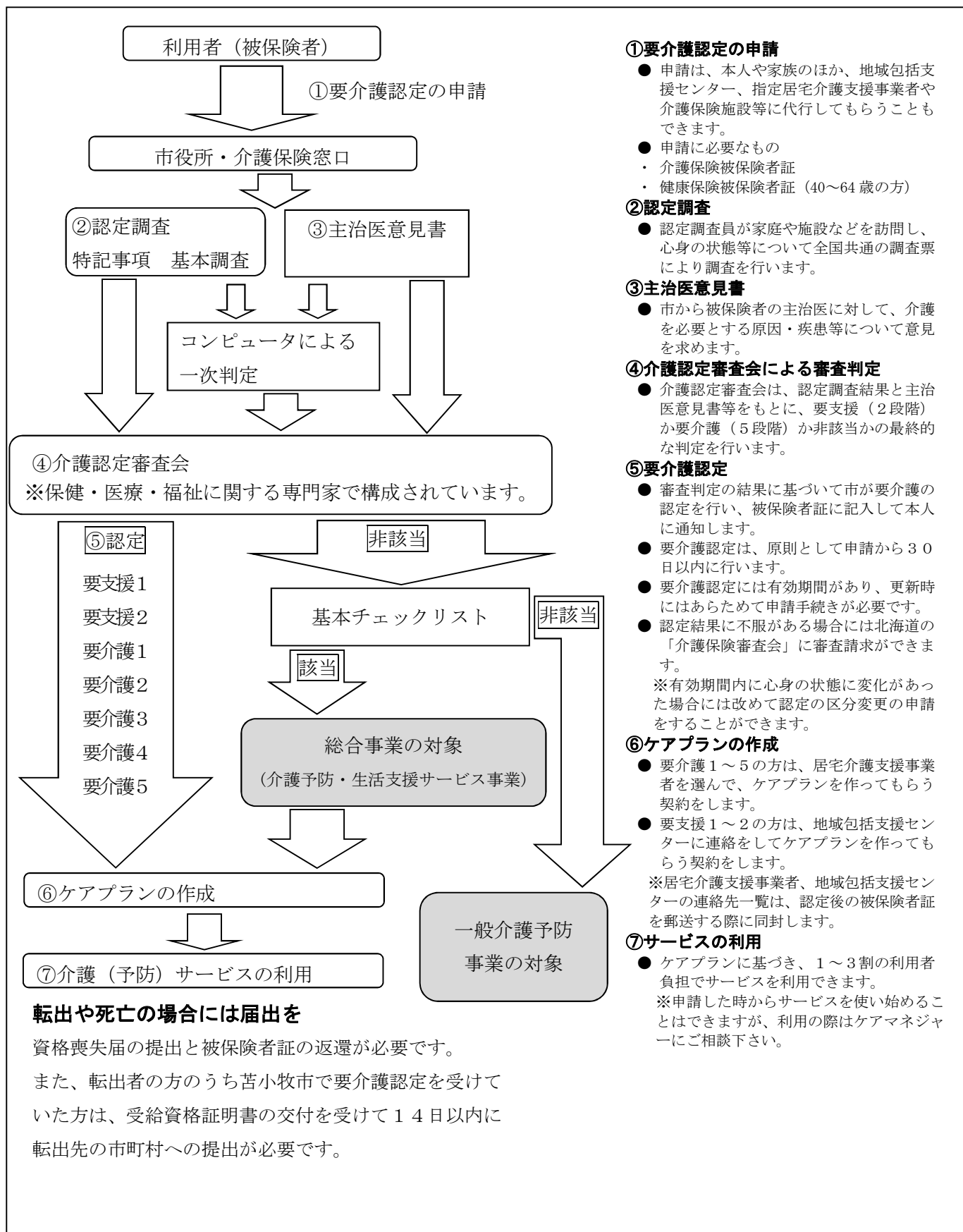
特定疾病（16種類の病気）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・がん（※医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・早老症・骨折を伴う骨粗しょう症・初老期における認知症・脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病・閉塞性動脈硬化症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・脳血管疾患・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|

(4) サービスの利用を受けるには

【問合せ先】 市介護福祉課 (1階 15番窓口) Tel: 0144 (32) 6344 Fax: 0144 (31) 4526

介護保険サービスを受けるためには、市に要介護認定の申請をします。



①要介護認定の申請

- 申請は、本人や家族のほか、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。
- 申請に必要なもの
 - ・ 介護保険被保険者証
 - ・ 健康保険被保険者証 (40～64歳の方)

②認定調査

- 認定調査員が家庭や施設などを訪問し、心身の状態等について全国共通の調査票により調査を行います。

③主治医意見書

- 市から被保険者の主治医に対して、介護を必要とする原因・疾患等について意見を求めます。

④介護認定審査会による審査判定

- 介護認定審査会は、認定調査結果と主治医意見書等をもとに、要支援 (2段階) か要介護 (5段階) か非該当かの最終的な判定を行います。

⑤要介護認定

- 審査判定の結果に基づいて市が要介護の認定を行い、被保険者証に記入して本人に通知します。
 - 要介護認定は、原則として申請から30日以内に行います。
 - 要介護認定には有効期間があり、更新時にはあらかじめ申請手続きが必要です。
 - 認定結果に不服がある場合には北海道の「介護保険審査会」に審査請求ができます。
- ※有効期間内に心身の状態に変化があった場合には改めて認定の区分変更の申請をすることができます。

⑥ケアプランの作成

- 要介護1～5の方は、居宅介護支援事業者を選んで、ケアプランを作ってもらい契約をします。
 - 要支援1～2の方は、地域包括支援センターに連絡をしてケアプランを作ってもらい契約をします。
- ※居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの連絡先一覧は、認定後の被保険者証を郵送する際に同封します。

⑦サービスの利用

- ケアプランに基づき、1～3割の利用者負担でサービスを利用できます。
- ※申請した時からサービスを使い始めることはできますが、利用の際はケアマネジャーにご相談下さい。

転出や死亡の場合には届出を

資格喪失届の提出と被保険者証の返還が必要です。

また、転出者の方のうち苫小牧市で要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書の交付を受けて14日以内に転出先の市町村への提出が必要です。

(5) 介護保険で受けられるサービス

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6342 Fax：0144（31）4526

■ 居宅サービス（介護予防を含む）

ア 在宅で受けられるサービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や、調理・掃除・洗濯などの生活援助として支援を行います。

※要支援1又は要支援2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを利用できません。（57ページのオ①参照）

② 訪問看護

疾病を抱えている方について、訪問看護ステーションなどの看護師や、保健師などが自宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上のお世話や診療の補助を行います。

③ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

④ 訪問入浴介護

看護師などを含む入浴チームが、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴介助を行います。

⑤ 訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための機能回復訓練を行います。

イ 通所で受けられるサービス

① 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（通所介護施設）などに通い、食事・入浴の世話を受けたり日常動作の訓練、レクリエーションなどを行います。

※要支援1又は要支援2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを利用できません。（58ページのオの②参照）

② 通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士の指導による機能回復のためのリハビリテーションを行います。

③ 短期入所介護（ショートステイ）

短期間施設に宿泊しながら、介護やリハビリテーションを受けることができます。ショートステイには、日常生活上の介護を受ける「生活介護」、医療のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類のサービスがあります。

ウ その他の居宅サービス

① 特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方が、必要な介護サービスを受けることができます。

エ 地域密着型サービス

① 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の支援や訓練を提供する多機能なサービスです。

② 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事・入浴・排せつなど日常生活の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

※「要支援1」の認定を受けた方は、認知症対応型共同生活介護サービスは受けられません。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）

定員29人以下の特別養護老人ホームで日常生活上の支援・機能訓練・健康管理及び療養上の支援を目的とする施設です。（新規入所は原則として要介護3以上となります。ただし、やむを得ない事情があれば特例として新規入所が認められる場合があります。）

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模ケアハウス）

定員29人以下の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と、利用者・家族等からの随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

⑥ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模デイサービスセンター（通所介護施設）などに通い、食事・入浴の世話を受けて、日常動作の訓練・レクリエーションなどを行います。

オ 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

- ・ 予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ等の身体介護や生活支援を行います。

- ・ 訪問型サービスA

生活支援サポーターが自宅を訪問し、日常生活上の支援を行います。入浴や排せつ等の身体介護は含まれません。

- ・ 訪問型サービスB

住民ボランティア等が自宅を訪問し、日常生活上の多様な困りごとに対する支援を行います。

② 通所型サービス

- ・ 予防通所介護相当サービス
入浴、食事介助や日常生活動作の訓練、レクリエーション等を行います。
- ・ 通所型サービスA
体操やレクリエーションなど3時間程度のサービスを提供します。入浴や食事はありません。

カ 福祉用具の貸与・購入・住宅の改修

① 福祉用具の貸与

※保険の対象となる福祉用具

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具を除く）
- ・ 自動排せつ処理装置(要介護4, 5) ★手すり（取付工事不要）
- ★スロープ（取付工事不要）
- ★歩行器
- ★歩行補助つえ

(注) 要介護1と要支援1・2の方は、★以外の用具は原則として保険給付の対象となりませんが、一定の条件を満たした場合に対象となる場合がありますので、ケアマネジャーに相談してください。

② 特定福祉用具の購入費支給

※保険の対象となる福祉用具

- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具
- ・ 腰かけ便座
- ・ 自動排せつ処理装置の交換可能部品

(注) 指定された事業所で購入した場に限りです。

③ 住宅改修費

※保険の対象となる改修

- ・ 手すりの取付
- ・ 引き戸等への扉の取替
- ・ 段差の解消
- ・ 洋式便器等への便器の取替
- ・ 床又は通路面の材料の変更
- ・ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

(注) 事前に申請が必要です。

- 福祉用具購入費・住宅改修費は、利用者が費用の10割を支払った後で、市に申請して9～7割分を払い戻す制度ですが、一時的な支払が困難な方を対象に、経済的な負担を軽減するため、費用の1～3割で利用できる受領委任制度があります。
- 受領委任制度の利用につきましては、事業者により取扱いが異なりますので、事前に介護福祉課又は担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等にお問い合わせください。
- 支給限度額は、福祉用具購入費が1年度につき10万円、住宅改修費が住所地（住民票に登録されている住所）の住宅につき20万円が上限で、うち1～3割が自己負担です。

■ 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられます。（新規入所は原則として要介護3以上となります。ただし、やむを得ない事情があれば特例として新規入所が認められる場合があります。）

市内の特別養護老人ホーム

- ・陽明園
- ・樽前慈生園
- ・緑樹園Ⅰ
- ・緑樹園Ⅱ
- ・緑陽園
- ・アポロ園
- ・彩
- ・陽だまりの樹
- ・沼ノ端はくちょう苑

② 介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、医学管理下での介護、機能回復訓練、日常生活の介助などが受けられます。

市内の介護老人保健施設

- ・東胆振ケアセンター
- ・みどりの苑
- ・ライフスプリング桜木
- ・苫小牧健樹園
- ・ケアライフ王子
- ・介護療養型老人保健施設かみや

③ 介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

市内の介護医療院

- ・道央佐藤病院介護医療院
- ・苫小牧澄川病院介護医療院
- ・苫都病院介護医療院

(注)「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方は、施設サービスは受けられません。

(6) サービスの利用額

① 居宅サービス（1か月あたりのサービス利用限度額）

要介護度	利用限度額
要支援1	社会的支援を要する状態 50,320円
要支援2	社会的支援を要する状態 105,310円
要介護1	部分的な介護を要する状態 167,650円
要介護2	軽度の介護を要する状態 197,050円
要介護3	中程度の介護を要する状態 270,480円
要介護4	重度の介護を要する状態 309,380円
要介護5	最重度の介護を要する状態 362,170円

② 施設サービス

(1か月あたりのサービス平均利用額、自己負担割合1割の場合の利用者負担の目安)

施設種別	平均利用月額	利用者負担月額
特別養護老人ホーム	17.2～25.4万円	1.7～2.5万円程度
老人保健施設	23.6～30.1万円	2.4～3.0万円程度
介護医療院	24.8～40.9万円	2.5～4.1万円程度

※ このほか、別に食費・居住費などの負担があります。

- 入所できるのは要介護1～5の方です。要支援1・2の方は入所できません。
- 利用者負担月額はサービス費用の目安です。

(7) サービスの自己負担

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6342 Fax：0144（31）4526

- 介護保険のサービスを利用したときは、かかった費用の1～3割が自己負担となります。施設に入所した場合には、費用の1～3割のほかに食費・居住費なども自己負担となります。
- 利用者の負担が重くなりすぎないように、自己負担額には上限が設けられています。
 - ※ 食費・居住費については、低所得の方に対する軽減制度があり、利用者負担段階に応じて、負担限度額が設けられています。預貯金額等の条件があります。
- 世帯内で1か月のサービスにかかる利用者負担額（月額）が次表の上限額を超えたとき、市に申請すると上限を超えて支払った分が、高額介護サービス費として払い戻されます。また一時的に支払いが困難な方を対象に、施設に自己負担上限額を支払う受領委任制度があります。
 - ※ 受領委任制度の利用につきましては、事業者により取扱いが異なりますので、事前に介護福祉課にお問い合わせください。

区 分		利用者負担上限額
・生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者		個人 15,000円
世帯全員が市民税非課税の方		世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 		個人 15,000円
・世帯のどなたかが市町村民税課税の方		世帯 44,400円
・現役並み所得 相当の世帯の方	・課税所得145万円以上380万円未満	世帯 93,000円
	・課税所得380万円以上690万円未満	世帯 140,100円
	・課税所得690万円以上	世帯 140,100円

ア 高額医療合算介護（予防）サービス費

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6342 Fax：0144（31）4526
市保険年金課給付係（1階） Tel：0144（32）6425 Fax：0144（35）5266

- 医療と介護の自己負担額を更に軽減します。
 - 同一世帯内で1年間の医療費と介護サービス費の両方の負担が次ページの限度額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。
- 対象となる世帯
 - 同じ医療保険制度の世帯内で、1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算した額が高額であり、自己負担限度額を500円以上超える場合に支給されます。給付額は医療保険、介護保険双方で按分し、それぞれの保険から支給されます。
 - ※加入している医療保険に申請が必要です。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額/8月～翌年7月)

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	医療保険 + 介護保険 (70歳未満の方)	所得区分	医療保険(70～74歳の方) 後期高齢者医療制度(75歳以上の方) + 介護保険
901万円超	212万円	現役並み 所得者	課税所得690万円以上 212万円 課税所得380万円以上 141万円 課税所得145万円以上 67万円
600万円超901万円以下	141万円	一般(市町村民税課税世帯)	56万円
210万円超600万円以下	67万円	市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ 31万円
210万円以下	60万円		区分Ⅰ(所得が一定以下) 19万円
市町村民税非課税世帯	34万円		

※ 区分Ⅰの世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
 ※ 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

イ 低所得者に対する軽減措置

【問合せ先】 市介護福祉課(1階15番窓口) Tel: 0144(32)6342 Fax: 0144(31)4526

① 社会福祉法人による利用者負担額軽減制度

＜対象＞ 社会福祉法人の指定事業所が提供する訪問介護(予防訪問介護相当サービス)、通所介護(予防通所介護相当サービス)、短期入所生活介護(予防)、認知症対応型通所介護(予防)、小規模多機能型居宅介護(予防)、地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、特別養護老人ホームのサービスを利用し、一定の条件にあてはまる方は、申請により利用者負担額が軽減されます。

※年間収入や預貯金額等の条件があります。

＜内容＞ 利用者負担額、食費、部屋代の25%(老齢福祉年金受給者は50%)
生活保護受給者は個室の部屋代のみ全額。

② 民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

＜対象＞ 社会福祉法人以外の指定事業所が提供する訪問介護(予防訪問介護相当サービス)、通所介護(予防通所介護相当サービス)、短期入所生活介護(予防)のサービスを利用し、一定の条件にあてはまる方は、申請により利用者負担額が軽減されます。

※年間収入や預貯金額等の条件があります。

＜内容＞ 利用者負担額、食費、部屋代の25%(老齢福祉年金受給者は50%)
生活保護受給者は個室の滞在費のみ全額。

③ 特別養護老人ホーム入所者の利用者負担の軽減

＜対象＞ 介護保険施行前から特別養護老人ホームに入所していて、引き続きその施設に入所している方。

＜内容＞ 利用者負担が介護保険施行前の費用徴収額を上回らないように軽減します。

(8) おむつ代の医療費控除証明書について

【問合せ先】 市介護福祉課（1階 15番窓口） Tel：0144（32）6344 Fax：0144（31）4526

- 確定申告でおむつ代の医療費控除の手続をする場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書を使うことができます。

次の①と②両方の条件を満たす方が対象となります。

<対 象>

- ① 要介護認定・要支援認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
 - ② 要介護認定・要支援認定に係る主治医意見書に、証明に必要な内容が記載されている方
- (注) 対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

(9) 要介護認定者・要支援認定者の所得税・市道民税障害者控除について

【問合せ先】 市介護福祉課（1階 15番窓口） Tel：0144（32）6344 Fax：0144（31）4526

- 要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上の方で、市の認定基準により障がい者に準ずるとして認定された場合、所得税、市道民税の障害者控除の対象となる認定書を交付します。

(過年分の認定書も交付できます。)

<対 象>

要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上の方

「障害者控除対象者認定書」は障害者認定をするものではありません。

(注) 対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

(10) 地域包括支援センター

【問合せ先】 市介護福祉課（1階 15番窓口） Tel：0144（32）6347 Fax：0144（31）4526

名称・電話番号	担当地区
西地域包括支援センター Tel：(61) 7600/Fax：(61) 7401	字樽前、字錦岡、澄川町、青雲町、ときわ町、のぞみ町、美原町 宮前町、明德町、もえぎ町、北星町、錦西町
しらかば地域包括支援センター Tel：(71) 5225/Fax：(71) 5230	柏木町、川沿町、桜坂町、しらかば町、日新町、はまなす町 宮の森町、字糸井（287～446番地）
山手地域包括支援センター Tel：(71) 5565/Fax：(71) 5580	有珠の沢町、啓北町、桜木町、豊川町、花園町、北光町、松風町 見山町、山手町、字高丘（55・56・60番地）
南地域包括支援センター Tel：(71) 5005/Fax：(71) 5001	字糸井（287～446番地を除く）、青葉町、有明町、永福町 小糸井町、光洋町、白金町、新富町、大成町、浜町、日吉町、元町 矢代町、弥生町

名称・電話番号	担当地区
中央地域包括支援センター Tel : (36) 3712/Fax : (37) 0355	旭町、一本松町、入船町、王子町、大町、表町、春日町、木場町 寿町、幸町、栄町、汐見町、清水町、新中野町、末広町、高砂町 錦町、晴海町、船見町、本町、本幸町、緑町、港町、元中野町 若草町
明野地域包括支援センター Tel : (53) 4165/Fax : (53) 4166	明野新町、字高丘（55・56・60番地を除く）、字丸山、泉町 音羽町、三光町、新明町、住吉町、日の出町、双葉町、美園町、柳町
東地域包括支援センター Tel : (52) 1155/Fax : (52) 1177	明野元町、あけぼの町、字植苗、字柏原、ウトナイ北、ウトナイ南 字沼ノ端、字美沢、字勇払、新開町、拓勇西町、拓勇東町、東開町 沼ノ端中央、北栄町

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。

① 介護予防ケアマネジメント

- ・ 予防給付の介護予防ケアマネジメント
要支援1・2と認定された方の介護予防ケアプランの作成を行います。
- ・ 地域支援事業の介護予防ケアマネジメント

② 総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

③ 権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護虐待防止事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

④ 地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

⑤ 地域ケア会議の開催

地域における生活課題の検討や必要な社会資源の把握、ネットワークの充実等を目的とした会議を行います。

(11) 医療と介護に関する相談窓口

【問合せ先】とまこまい医療介護連携センター	Tel : 0144 (37) 0177	Fax : 0144 (37) 0178
-----------------------	----------------------	----------------------

地域の医療と介護のスムーズな連携を実現するため、様々な支援を行います。

① 医療や介護に関する相談支援

訪問診療してくれる医療機関の情報提供や、通院困難な方の療養生活などに関する相談対応を行います。

② 医療・介護サービス提供機関の紹介

地域の医療機関や訪問診療医、介護事業所などの住所や連絡先、受けられるサービスなどについて、

情報提供を行います。

③ 医療と介護の専門職への支援

医療・介護関係者の連携を促進するための多職種研修会や人材育成に関する研修会を行います。

(12) 地域支援事業

ア 介護予防事業

【問合せ先】①、②、⑤ 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6347 Fax：0144（31）4526
③ 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141
④ 62～63ページ記載の各地域包括支援センター

① げんき倶楽部

- ・ 対象：65歳以上の方で、外出の頻度が少なく心身の機能低下に不安のある方
- ・ 内容：体操やレクリエーション、健康講話などを行っています。

② 講演会、出前講座等

- ・ 対象：65歳以上の方
- ・ 内容：介護予防を中心とした気軽に参加できる講演等を開催しています。

③ 介護支援いきいきポイント事業

- ・ 対象：65歳以上でボランティア活動に支障のない方
- ・ 内容：介護支援ボランティアに参加し、実績に応じてポイントが貯まり、換金することができます。事前に研修受講と登録が必要です。

④ 地域介護予防教室

- ・ 対象：65歳以上の方
- ・ 内容：運動や健康講話、レクリエーションなどを行っています。

⑤ シルバーリハビリ体操指導士養成講座

- ・ 対象：20歳以上の方
- ・ 内容：シルバーリハビリ体操を学び、指導士になる講座です。

イ 任意事業

① 在宅高齢者給食サービス

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- ・ 対象：65歳以上のひとり暮らし又は夫婦世帯の方で、心身状況及び生活環境等の理由で調理が困難と認められる方
- ・ 内容：日曜日を除く毎日夕食をお届けします。
- ・ 費用：1食 400円

2 高齢者の保健福祉サービス（介護保険制度以外のサービス）

(1) 施設サービス



① 養護老人ホーム（市が入居者を決定する施設です。）

【問合せ先】	市総合福祉課（1階13番窓口）	Tel：0144（32）6345	Fax：0144（32）6098
	社会福祉法人緑陽会 苫小牧静和荘	Tel：0144（74）3338	Fax：0144（74）3352

- <対 象> 環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な65歳以上の方
- <状 態> 自分で身の回りのことを、おおよそできる方
- <内 容> 生活の場として食事や入浴などの日常生活に必要なサービスを提供します。
- <費 用> 入所者本人及び扶養義務者の収入に応じた一部負担があります。

② 経過的軽費老人ホーム（本人と施設との契約により入所する施設です。）

【問合せ及び申込み先】

社会福祉法人山手の里 アドーンス園	Tel：0144（72）9222	Fax：0144（72）9230
社会福祉法人苫小牧慈光会 樽前慈光園	Tel：0144（67）4467	Fax：0144（67）5503

- <対 象> 家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅での生活が困難な60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方の方が60歳以上）の方
- <状 態> 健康で日常生活に他人の手助けがなくても自立して生活できる方
- <内 容> 生活の場として日常的なサービスや必要な身の回りのお世話などを行います。
- <費 用> 本人の収入に応じて異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

③ ケアハウス（本人と施設との契約により入所する施設です。）

【問合せ及び申込み先】

社会福祉法人緑星の里 ナイスデイやなぎ	Tel：0144（51）6111	Fax：0144（51）6112
社会福祉法人楡 ケアハウス青葉	Tel：0144（76）2000	Fax：0144（76）0020
社会福祉法人陽樹会 ケアハウス陽だまりの樹	Tel：0144（38）2811	Fax：0144（38）2812
社会福祉法人ふれんど ケアハウスはぁ〜と	Tel：0144（61）5756	Fax：0144（67）9810
社会福祉法人双樹会 ケアハウス恵みの里	Tel：0144（71）1601	Fax：0144（75）7410
社会福祉法人緑陽会 ケアハウスリバーサイド	Tel：0144（74）5599	Fax：0144（74）3390

- <対 象> 身体機能の低下等が認められ、居宅での生活が困難な60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方の方が60歳以上）の方、また「ケアハウスはぁ〜と」と「ケアハウス恵みの里」については一般型特定施設のため、要支援認定又は要介護認定を受けている方も入居できます。
- <状 態> 日常生活は自立しているが、独立して生活するには身体上不安がある方
- <内 容> 生活の場として食事や、入浴などの日常的なサービスを提供するほか、介護認定によっては外部の介護保険サービスを利用することができます。
- <費 用> 本人の収入に応じて異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

④ 高齢者福祉センター

【問合せ先】 高齢者福祉センター Tel : 0144 (34) 5897 Fax : 0144 (34) 5899
開館時間：9時～17時 休館日：年末年始

- 娯楽室、和（茶）室、多目的ホール、図書コーナーなどを備え、囲碁、将棋などを楽しんでいただける高齢者の憩いの場です。また、華道、舞踊、陶芸、書道、茶道など各種活動も行われています。

(2) 在宅生活支援サービス

① 日常生活用具の給付

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- <対象> 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし等の高齢者
- <内容> 卓上電磁調理器とそれに対応する調理器具を給付します。
- <費用> 収入に応じた費用負担があります。

② 緊急通報システムの設置

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- 急病や事故などの緊急時に、緊急ボタンやペンダントを押すことで消防署へ自動的に通報できる装置を貸与します。
緊急時の通報のほか、24時間体制で看護師による健康相談ができます。また、月に1回コールセンターから安否確認電話が入ります。
- <対象> 65歳以上のひとり暮らしの方又はこれに準ずる世帯の方で、緊急時の通報が困難であると認められる方（65歳未満で身体障害者手帳をお持ちの方については44ページをご参照ください。）
- <費用> 工事費および利用料は無料です。
※ 通話料および電池代(約3年に1回交換,5,000円 消費税別途)は自己負担です。
- <その他> ※ ご利用には、固定電話の回線を所有していることが必要です。
※ 緊急時に利用者の自宅に駆けつけることができる協力員が原則2人必要です。

③ ふれあいコール

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- ひとり暮らし等で日常の安否が気遣われる方に、専門の相談員が定期的に電話をかけて安否の確認や声掛けを行います。

④ 在宅寝たきり高齢者等寝具クリーニングサービス

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel : 0144 (32) 6340 Fax : 0144 (31) 4526

- <対象> 在宅で常時寝たきりの高齢者
- <内容> 年2回を限度に寝具のクリーニングに利用できる助成券を給付します。
- <費用> 利用料金の10%の費用負担があります。(生活保護世帯は無料)

⑤ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつの給付

【問合せ先】 市介護福祉課（1階15番窓口） Tel：0144（32）6340 Fax：0144（31）4526

- <対 象> ① 要介護4又は5の認定を受けている方
② 要介護2又は3の認定を受けており、常時寝たきり状態又は重度の認知症状のある方
- <内 容> 市と契約を結んだ業者が介護する方の自宅まで紙おむつを配達します。
- <費 用> 利用料金の10%の費用負担があります。所得等により自己負担が免除される場合があります。

⑥ 在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel：0144（32）6345 Fax：0144（32）6098

- 在宅の高齢者等で、寝たきり等のために外出が困難な方に対し、訪問理美容サービスの訪問料金・カット料金の一部（2,000円）を補助します。
- <対 象> ① 要介護4又は要介護5と認定された方
② 要介護2又は3と認定され、常時寝たきりの状態又は認知症状のある方
※ 施設に入所されている方は対象となりません。
- <内 容> 市が発行する助成券にて、訪問料金とカット料金のうち、2,000円を補助します。（助成券は年間4枚を上限としてお送りします。）
北海道理容生活衛生同業組合又は苫小牧美容協会が理容師又は美容師をご自宅に派遣し、施術します。
※1 デイサービスや短期入所先での施術は対象外となります。
※2 差額分及びパーマ等カット以外の料金は自己負担となります。

⑦ 車いす、福祉車両の貸出し

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- 通院、介護など一時的に車いす、福祉車両を必要とする方に無料で貸出を行っています。

⑧ 愛の一声運動

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- ひとり暮らしなど、周りと交流が少ない等の理由で、安否確認が必要と認められる65歳以上の方に、民生委員児童委員と乳酸菌飲料販売員の協力により乳酸菌飲料を配布し、声かけ等をして安否確認を行っています。
※ 隣近所に親族が居住されている方、他のサービスで安否が確認できる方については、対象外とさせていただきます。

⑨ 在宅介護者の集い

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- 在宅で介護をしている家族の方を対象に、毎日の介護から離れ懇談・交流や研修等を通して心身のリフレッシュを図っていただき在宅介護を支援することを目的に開催しております。

⑩ 救急医療情報キットの配布

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel：0144（32）6345 Fax：0144（32）6098

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯等を対象に、救急車を要請した際に、迅速な救急活動につなげることを目的として、かかりつけ医療機関や持病、緊急連絡先などの情報を保管する筒やシールなどを配布しています。

(3) 保健サービス

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6410 Fax：0144（32）4322

- 生活習慣病の予防、心身機能や健康の維持増進のための保健サービスを提供しています。

① 健康教育

生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及啓発を図るため、公共施設や町内会館、職場などを会場に医師・保健師等による講演・健康教室を開催しています。

② 健康相談

保健師や管理栄養士等が、心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導・助言を行います。

③ 検診事業

●がん検診、肝炎ウイルス検診

職場で受診する機会のない市民を対象として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肝炎ウイルスの検診を市内医療機関や公共施設、町内会館等で行っています。

がん検診実施機関

- ・市内医療機関、市保健センター
- ・北海道対がん協会 札幌がん検診センター

●歯周病検診

満40歳、50歳、60歳、70歳の方へ受診券を発送し、歯科検診の助成を行っています。

④ 訪問指導

保健師や管理栄養士が家庭を訪問し、生活習慣病の予防や健康に関する助言を行っています。

(4) 健康づくり・生きがいづくり事業

① バス料金の助成

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口)	Tel : 0144 (32) 6345	Fax : 0144 (32) 6098
勇払出張所	Tel : 0144 (56) 0003	Fax : 0144 (56) 0943
のぞみ出張所	Tel : 0144 (67) 0464	Fax : 0144 (67) 0471
沼ノ端出張所	Tel : 0144 (55) 0979	Fax : 0144 (51) 2062
豊川証明取扱所	Tel : 0144 (72) 2444	Fax : 0144 (71) 1459
住吉証明取扱所	Tel : 0144 (34) 6188	Fax : 0144 (31) 2236
駅前証明取扱所 (ふれんどビル「テナント棟」3階)	Tel : 0144 (38) 0088	Fax : 0144 (38) 0089
沼ノ端コミュニティセンター(フリーパスのみ取扱い)	Tel : 0144 (57) 5560	Fax : 0144 (57) 5791

● 高齢者優待乗車証の交付

- ・ 70歳以上の方に(株)道南バスの市内路線を1乗車ごと100円の乗車料金でご利用いただける「高齢者優待乗車証」を交付しています。
- ・ 交付申請は上記問合せ先で受け付けています。保険証等、氏名と生年月日の確認できるものをご持参ください。

● 高齢者フリーパスの販売

- ・ 高齢者優待乗車証をお持ちの方に、期限内に課金なく(株)道南バス市内路線にご乗車いただける高齢者フリーパスを販売しています。期限の種類は、1か月分・2か月分・3か月分・6か月分からお選びいただけます。
- ・ 料金 1か月あたり 2,000円

※ 高齢者優待乗車証・高齢者フリーパスのどちらも、郊外線の市外区間と都市間高速バスはご利用になれません。

② 老人クラブ等への助成

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口)	Tel : 0144 (32) 6345	Fax : 0144 (32) 6098
老人クラブ連合会 (市民活動センター内)	Tel : 0144 (32) 7111	Fax : 0144 (34) 8141

高齢者の健康で充実した生活の実現をめざし、市内各老人クラブ及び苫小牧市老人クラブ連合会に対し、運営費等を助成しています。

● 老人オリンピック

高齢者の交流と健康づくりを目的に老人クラブ連合会が主体となって苫小牧市総合体育館を会場に開催しています。

● 老人演芸大会

高齢者の文化発表と交流を深める場として、老人クラブ連合会が主体となって市民会館を会場に開催しています。

③ 町内会等への助成

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口)	Tel : 0144 (32) 6345	Fax : 0144 (32) 6098
-------------------------	----------------------	----------------------

- 高齢者支援事業助成金

町内会等が実施する高齢者支援に関する事業に対し、活動費等を助成しています。

④ シルバー人材センター

【問合せ先】 シルバー人材センター（労働福祉センター内）

Tel : 0144 (35) 1700 Fax : 0144 (35) 1020

- おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方、又は地域貢献活動を通し、自己の能力を活用し生きがいの充実や社会参加を希望される方々の会員登録制度です。

※会費年額：1,800円（初年度は入会月により変動 450円～1,800円）

（夫婦会員割あり）

⑤ スポーツ活動

【問合せ先】 市スポーツ都市推進課 Tel : 0144 (34) 9601 Fax : 0144 (34) 7717

- 高齢者の健康の保持増進、体力向上を図るとともに生涯スポーツへの動機づけとするために、ストレッチや軽スポーツなどの健康教室やウォーキング事業を行っています。
- 70歳以上の方が市の体育館やプール・スケートの施設を個人で利用する場合、利用時に市内路線バス高齢者優待乗車証またはスポーツ施設等の公共施設にて発行される各種高齢者無料利用券を提示することにより、利用料金が無料となります。また、無料利用券をお持ちでない方は、交付いたしますので申請時に保険証等年齢の確認出来るものをお持ちください。

(5) 敬老事業

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- 敬老祝金の贈呈

苫小牧市から以下の方に敬老祝金を贈呈します。

対象者	贈呈時期	備考
満88歳の方	9月中旬 (老人週間)	民生委員等がお届けします。 (年齢の基準は8月31日)
満100歳の方	誕生日当日	苫小牧市長等が贈呈します。

(6) 生活の保障について

① 老齢基礎年金



【問合せ先】 日本年金機構苫小牧年金事務所 Tel : 0144 (56) 9002

- 保険料を納めた期間などの受給資格期間が、10年以上ある人が65歳になったときから受け取ることができる年金です。

② 老齢福祉年金

【問合せ先】 日本年金機構苫小牧年金事務所 Tel : 0144 (56) 9002

- 国民年金制度が発足した当時、すでに高齢になっていた人に支給されます。ただし、本人や配偶者等に一定額以上の所得があるとき、又は他の公的年金を受給している場合等は、支給が制限されます。

<対象> 明治44年4月1日までに生まれた人

明治44年4月2日～大正5年4月1日に生まれた人で一定の保険料納付済み期間等のある人

・支給額 月額 33,375円

③ 在日外国人福祉手当の支給について

【問合せ先】 市総合福祉課 (1階13番窓口) Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人で老齢を事由とした公的年金等を受給していない方が受けられます。

・支給額 月額 10,000円

④ 生活福祉資金貸付制度 ~詳細は93ページへ

【問合せ先】 市民相談所 (市民活動センター1階) Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144(34)8141

(7) 健康と医療の保障について

① 健康保険

- 後期高齢者医療制度



【問合せ先】 市保険年金課 (1階) Tel : 0144 (32) 6414 Fax : 0144 (35) 5266

<対象> ・ 75歳以上の方

・ 65歳～74歳で一定の障がい (※) のある方

(※) 該当になる障がいの程度

・ 国民年金などの障害年金1、2級を受給
・ 療育手帳A (重度)
・ 身体障害者手帳1～3級、4級の一部
・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級

② 高齢者健康相談

【問合せ先】 高齢者福祉センター Tel : 0144 (34) 5897 Fax : 0144 (34) 5899

開館時間 : 9時～17時 休館日 : 年末年始

- 健康上の相談・指導を受けたい方は、高齢者福祉センターに相談室がありますのでご利用ください。

(8) 税の控除

【問合せ先】・所得税	
苫小牧税務署	Tel : 0144 (32) 3165
※音声案内に従い、一般的な質問は「1」を、苫小牧税務署に御用の方は「2」をお選びください。	
・住民税	
市市民税課市民税係 (2階・32番窓口)	Tel : 0144 (32) 6253
	6254
	Fax : 0144 (36) 7108

- 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の方となります。

70歳以上の方を扶養している方が控除を受けられる場合

種類 (一人につき)	納税義務者の合計所得金額	所得税の控除額	住民税の控除額
老人配偶者控除	900万円以下	480,000円	380,000円
	900万円超950万円以下	320,000円	260,000円
	950万円超1,000万円以下	160,000円	130,000円
	1,000万円超	0円	0円
老人扶養控除		480,000円	380,000円
同居老親等扶養控除		580,000円	450,000円

※ 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者本人又はその配偶者の直系尊属で、かつ、納税者本人又はその配偶者のいずれかと常に同居している方が対象となります。

※ 老人ホーム等へ入居している場合は、同居を常としていたとはいえません。

※ 合計所得金額が、48万超133万円以下の配偶者を扶養している方は、「配偶者特別控除」を受けられる場合があります。

(9) 高齢運転者等専用駐車区間制度

【問合せ先】 苫小牧警察署交通第一課規制係 Tel : 0144 (35) 0110 (内線 415・427)

- 平成22年4月19日からスタートした制度で、高齢者、身体の不自由な方、妊娠している方などのための専用駐車区間で、駐車場を探しながら行う運転から解放され、安全な運転ができるよう支援します。

<申請対象者>

- ・ 70歳以上の運転者
- ・ 身体障がい者マークの対象者
 - ※ 身体障がい者マークの対象者とは、肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている方
- ・ 聴覚障がい者マークの対象者
 - ※ 聴覚障がい者マークの対象者とは、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警報器の音が聞こえない程度の聴覚がいのあることを理由に免許に条件が付されている方

- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方

※ ただし、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている本人が申請して交付された「標章」が必要となります。

< 駐車できる場所 >

- ・ 苫小牧市内には専用駐車区間は設けられておりませんが、現在道内に 2 3 箇所 7 1 台駐車スペースが設けられており、標識で専用駐車区間が定められています。

< 標章の使用方法 >

- ・ 標章の交付を受けた本人が運転している場合のみ駐車できます。
- ・ 標章に登録（車両）番号が記載されている、普通自動車のみ駐車できます。
- ・ 標章は、駐車している間フロントガラスの内側の見えやすい箇所に表面が前方から見えやすいように掲示してください。

< 駐車の方法 >

- ・ 駐車方法が路面に白線で表示されているときは、その内側に駐車してください。

< 注 意 >

- ・ 標章の譲渡や貸与はできません。
- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方は、出産から 8 週間を過ぎると標章を使用することができなくなりますので、速やかに返納してください。

< 申請に必要なもの >

- ・ 標章申請書
- ・ 運転免許証
- ・ 自動車検査証
- ・ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方は、妊娠の事実又は出産の日を証明できる書類（母子健康手帳など）